

国民健康保険被保険者と老人医療受給者の皆様へ

国保 70 歳未満		
区 分	1 食当たりの食事代	1 か月の一部負担金
上位所得者	260 円 (減額なし)	150,000 円 + 医療費が 500,000 円を超えた場合は、 その超えた分の 1%を加算
一 般	260 円 (減額なし)	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は、 その超えた分の 1%を加算
町民税非課税世帯等で 過去 1 年間の入院日数が		
90 日以内の入院	210 円	35,400 円
90 日を超える入院	160 円	

入院したときに、表のとおり一部負担金や食事代が安くなる制度があります。
 (注) 減額認定証等を医療機関の窓口
 に提示しないと、減額を受けられません
 のでご注意ください。

国保 70 歳以上・老人保健		
区 分	1 食当たりの食事代	1 か月の一部負担金
町民税非課税世帯等で 過去 1 年間の入院日数が		
90 日以内の入院	210 円	24,600 円
90 日を超える入院	160 円	
町民税非課税世帯等で 所得が一定の基準以下	100 円	15,000 円

国保 70 歳以上・老人保健 (療養病床に入院したとき)		
区 分	1 食当たりの食事代	1 日当たりの居住費
町民税非課税世帯等	210 円	320 円 (減額なし)
町民税非課税世帯等で 所得が一定の基準以下 (うち老齢福祉年金受給者)	130 円 (100 円)	320 円 (減額なし) (0 円)

減額認定を受けるには申請が必要となりますので、手続きをしてください。申請した月の初日から有効となります。

■申請場所/最寄りの総合支所、出張所

■準備するもの/

① 国民健康保険被保険者証

② 老人医療の受給者は、老人医療受給者証 ③ 印鑑

※現在減額認定証等をお持ちの方へ
 現在使用している減額認定証等の有効期限は 7 月末日です。7 月末に更新用の申請書を送付しますので、引き続き必要な方は、手続きをしてください。

※町県民税等の申告をしていないと、町県民税の非課税世帯等に属する方かどうかの判定ができず、減額の認定を受けることができません。

■問い合わせ/医療保険課 ☎ 77-5502

東和庁舎移転のお知らせ

7 月 17 日から、東和総合支所 (窓口班・地域支援班) と東和保健センターは、新しい庁舎で業務を開始します。

◆所在地/
 周防大島町大字平野 4 1 7 - 11
 ☎ 7 8 - 1 1 1 0
 (星野哲郎記念館に併設)

移転します



環境生活部移転のお知らせ

東和庁舎の移転に伴い、環境生活部 (生活衛生課・環境施設課・上下水道課) が、久賀東庁舎 (旧ハローワーク大島) に移転することになりました。

時期は 8 月を予定していますが、詳細は決まり次第お知らせします。

町職員
 の異動
 ○退職 (平成 19 年 6 月 30 日付)
 岩本一栄 (橋給食センター)